

重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知する。
 - ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
 - ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【① 検証の通知】

- 検証の実施主体
 - ・ 市 町 村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
 - ・ 都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
- 検証の対象範囲
 - ・ 死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故
- 検証組織による検証
 - ・ 検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
 - ・ 検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）
- 検証の報告
 - ・ 検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
 - ・ 検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

38

【② 事故防止のガイドライン】

- 事故防止のための取組み～施設・事業者向け～
 - ・ 重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
 - ・ 事故防止のための研修等による体制づくり
- 事故防止のための取組み～地方自治体向け～
 - ・ 地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
 - ・ 施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施
- 事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～
 - ・ 事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）